

事 務 連 絡
平成 27 年 2 月 13 日

各都道府県
建築行政担当課 御中

国土交通省住宅局建築指導課

子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の
取扱い等について（補足）

日頃より建築行政の適確な実施にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

さて、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の
取扱い等について（技術的助言）」（平成 27 年 2 月 13 日付国住指第 4185 号）を通知し
たところですが、運用に当たっての補足事項を下記のとおりお送りします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査
機関に対しても、この旨周知方をお願いします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この
旨周知していることを申し添えます。

記

第 1 整備政令における建築基準法施行令の一部改正について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年
法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）の改正により、幼保連携型認定こども
園が子どもに対する教育と保育とを一体的に行う単一の施設として制度化されましたが、
第 2 に示す考え方とおり、幼保連携型認定こども園には幼稚園及び保育所と同じ規制
（基準が異なる場合にはより厳しい方の規制）を適用する必要があるため、以下の改正
を行いました。今後、平成 27 年 4 月 1 日に施行されます。

- ① 採光の規制については、幼稚園の教室と保育所の保育室に同一の規制が適用されて
いますが、適用対象となる居室として、幼保連携型認定こども園の保育室を追加し（幼
保連携型認定こども園の教室は、建築基準法第 28 条第 1 項の「学校の教室」に該当）、
幼稚園及び保育所と同一の規制を幼保連携型認定こども園に適用することとしました
（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 19 条第 2 項及
び第 3 項関係）。

なお、採光の規制が適用される建築物を定める令第 19 条第 1 項において、「児童福
祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）」とする改正を行っているのは、建築基準
法第 28 条第 1 項で「学校」を定めており重複を避けるためです。これに伴い、令第 19
条においては「児童福祉施設等」に幼保連携型認定こども園が含まれませんが、令第

115 条の 3 で「児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）」としているため、以降の規定においては児童福祉施設等に該当します。

- ② 排煙設備（令第 126 条の 2）、非常用の照明装置（令第 126 条の 4）及び内装制限（令第 128 条の 4 及び令第 129 条）の規制については、「学校等」が適用外となっていますが、児童福祉施設としての性格も有する幼保連携型認定こども園については、これらの規制を適用させる必要があるため、令第 126 条の 2 において定義されている「学校等」から「幼保連携型認定こども園」を除くことにより、適用させることとしました。（令第 126 条の 2 第 1 項関係）

第 2 幼保連携型認定こども園の建築基準法における取扱いについて

（1）適用される基準について

幼保連携型認定こども園に適用される技術基準については、幼稚園及び保育所に同様に適用される基準は、幼保連携型認定こども園に対しても同様に適用されることとなりますが、幼稚園と保育所とで適用される基準の内容が異なるものについては、今般、幼保連携型認定こども園が保育所と同様三歳未満の子どもに対する保育を行い得るものであること等を踏まえ、規制内容がより厳しい方を適用させることとし、第 1 のとおり、建築基準法令の所要の改正を行ったところです。

当該改正後の、幼保連携型認定こども園に対する基準の適用（幼稚園及び保育所で規制内容が異なる主なもの）については下表のとおりですので、参考としていただけますようお願いします。なお、今後排煙設備の設置を不要とする部分を定める告示を改正する予定です（別紙参照）。

ただし、改正後の認定こども園法に基づく認可の際の提出書類その他の関係書類及び関係部局間での連携等により、当面の間満三歳未満の子どもの保育を行わず、かつ、当該子どもの保育を行うこととする際にその旨を把握できる場合には、当該子どもの保育を行うまでの間は下表の避難関係規定の適用上幼稚園として取り扱い、当該保育を行うこととする際に、幼保連携型認定こども園に対する基準を適用することが可能です。

さらに、関係書類及び関係部局間での連携等により、満三歳未満の子どもの保育を行う居室が当該子どもの保育を行わない居室と間仕切壁等により区画されており、かつ、当該子どもの保育を行う居室を変更する際にその旨を把握できる場合には、当該変更までの間は当該子どもの保育を行う部分（関連する避難施設等を含む。）以外の部分は下表の避難関係規定の適用上幼稚園の用途に供する部分として取り扱うことが可能です（下表＊参照）。

なお、事業者等から相談があった場合には、基準ごとに適用される規模等の要件があること、基準によっては適用除外となる要件が定められているものもあること、「避難安全検証法」により避難関係規定の適用を除外できる場合があることなどを十分に踏まえ、個別の事案ごとに各基準の適否を判断し、適用除外規定や避難安全検証法の活用を促すなど適切かつ柔軟に指導及び助言をしていただけますようお願いします。

(参考) 幼保連携型認定こども園に対する建築基準法令の基準の適用について

*：満三歳未満の子どもの保育を行う居室が当該子どもの保育を行わない居室と間仕切壁等により区画されており、かつ、当該子どもの保育を行う居室を変更する際にその旨を把握できる場合

保育所及び幼稚園で規制内容が異なる基準とその概要			幼保連携型認定こども園に適用される基準
基準	保育所	幼稚園	
法第 24 条 (木造建築物等である特殊建築物の外壁等)	適用外	法第 22 条第 1 項の市街地の区域内にある木造建築物等の場合、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。	幼稚園と同様の基準が適用される(法第 24 条の「学校」に該当)。
法第 27 条 (耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物)	<u>2 階の部分の保育所の用途に供する部分の床面積の合計が 300 m²以上</u> の場合は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。 【別表第一(二)項関係】	<u>幼稚園の用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 m²以上</u> の場合は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。 【別表第一(三)項関係】	保育所と同様の基準と幼稚園と同様の基準(いずれの基準も厳しい規制内容となり得る)の両方が適用される(法別表第一(二)項及び(三)項の両方に該当)。 (幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園の設置基準において、2 階に保育室等を設ける場合には耐火建築物又は準耐火建築物であることとされているため、建築基準法の適用関係が問題となるケースは殆どないと考えられる。)
令第 120 条 (居室から直通階段に至る歩行距離)	主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている場合以外の場合は、居室から直通階段に至る歩行距離を <u>30m</u> 以下としなければならない。 【第 1 項の表(二)項】	主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている場合以外の場合は、居室から直通階段に至る歩行距離 <u>40m</u> 以下としなければならない。 【第 1 項の表(三)項】	より厳しい、保育所と同様の基準が適用される(令第 120 条第 1 項の表(二)項に該当)。 *満三歳未満の子どもの保育を行わない居室は同表(三)項の適用が可能。
令第 121 条 (二以上の直通階段を設ける場合)	保育所の用途に供する階で、その階における保育所の用途に供する居室の床面積の合計が <u>50 m²*</u> を超える場合には、二以上の直通階段を設けなければならない。【第 1 項第 4 号】 ※主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている場	用途による上乗せは無し	保育所と同様の基準が適用される(令第 121 条第 1 項第 4 号の「児童福祉施設等」に該当)。 ただし、一定規模以上の場合に適用されることに留意。 *満三歳未満の子どもの保育を行わない居室は同号の「児童福祉施設等」の主たる用途に

	合は 100 m ²		供する居室」の床面積に算入しないことが可能。
令第 126 条の 2(排煙設備の設置)	保育所の用途に供する特殊建築物で延べ面積が 500 m²を超える場合等には、排煙設備を設けなければならない。【第 1 項】 ただし、床面積 100 m²以内ごとに準耐火構造の壁等で区画されている部分等（令第 126 条の 2 第 1 項第 1 号等）及び平成 12 年建設省告示第 1436 号に定める部分には設置不要。なお、設置不要とする部分を追加する改正を予定（別紙参照）。	適用外	保育所と同様の基準が適用される（適用外の令第 126 条の 2 第 1 項第 2 号の「学校等」には該当しない（満三歳未満の子どもの保育を行わないことが確認できる期間を除く。））。 ただし、一定規模以上の場合に適用されること及び一定の措置が講じられている場合には設置が不要となることに留意。
令第 126 条の 4(非常用の照明装置の設置)	保育所の用途に供する特殊建築物の居室及び居室から地上に通ずる通路等には、非常用の照明装置を設けなければならない。【第 1 項】 ただし、窓その他の開口部を有する居室及びこれに類する建築物の部分※（以下「居室等」という。）で①又は②に該当するものには設置不要（詳細は平成 12 年建設省告示第 1411 号参照）。 ① 避難階の居室等で当該居室等から屋外への出口までの歩行距離が 30m 以下 ② 避難階の直下階又は直上階の居室等で当該居室等から避難階における屋外への出口等までの歩行距離が 20m 以下 ※「これに類する建築物の部分」は、窓その他の開口部を有する廊下、階段その他の通路等も含む。	適用外	保育所と同様の基準が適用される（適用外の令第 126 条の 4 第 1 項第 3 号の「学校等」には該当しない（満三歳未満の子どもの保育を行わないことが確認できる期間を除く。））。 ただし、一定の措置が講じられている場合には設置が不要となることに留意。 *満三歳未満の子どもの保育を行わない居室及び居室から地上に通ずる通路等は適用除外とすることが可能。
令第 128 条の 4 及び令第 129 条（内装制限関係）	<u>耐火建築物の場合、保育所等の用途に供する 3 階以上の部分の床面積の合計が 300 m²以上の場合に、当該用途に供する居室及び当該居室から地上に通ずる主たる通路の内装制限を受ける。</u> など	適用外（火気使用室を除く）	保育所と同様の基準が適用される（令第 128 条の 4 第 1 項第一号の表（二）項、第 2 項、第 3 項、令第 129 条第 1 項、第 4 項等に該当）。 *満三歳未満の子どもの保育を行う部分（関連する避難施設等を含む。）以外の部分は「当該用途に供する部分」ではないものとしてこれらの規定の適用が可能。

（注）幼保連携型認定こども園（表の避難関係規定の適用上幼稚園として取り扱う場合を含む。）は、管理・利用が一体的になされる単一の施設であることから、令第 112 条第 13 項の規定による異種

用途区画は適用されません。

(2) 手続きについて

平成 27 年 4 月 1 日以降、既存の幼稚園又は保育所から改正後の認定こども園法に基づく認可（届け出）により新幼保連携型認定こども園に移行する場合の建築基準法上の手続きについては、以下のとおりです。

- ① 既存の幼稚園から新幼保連携型認定こども園に移行する場合、その床面積の合計が 100 平方メートルを超えれば、建築基準法第 87 条第 1 項に規定する確認申請等の手続きが必要になります。ただし、改正後の認定こども園法に基づく認可の際の提出書類その他の関係書類及び関係部局間での連携等により、当面の間満三歳未満の子ども保育を行わず、かつ、当該子どもの保育を行うこととする際にその旨を把握できる場合には、当該子どもの保育を行うこととするまでの間は同項の適用上幼稚園として取り扱い、当該保育を行うこととなる際に、同項に規定する確認申請等の手続きを行うことが可能ですので、個々の状況に応じ、柔軟な対応をお願いします。
- ② 既存の保育所から新幼保連携型認定こども園に移行する場合、建築基準法の技術基準の適用関係から判断して「児童福祉施設等」間での用途の変更に該当するため、令第 137 条の 17 の規定に基づき、同法第 87 条第 1 項に規定する確認申請等の手続きは必要ありません。
- ③ なお、既存の幼保連携型認定こども園は、認定こども園法一部改正法の規定により実態の変更によらず施行日に新幼保連携型認定こども園にみなされるものであることから、増改築等を行う場合を除き、確認申請等の手続きを行う必要ありません。

なお、確認申請等に対しては、できる限り速やかに対応いただくとともに、やむを得ず新幼保連携型認定こども園への移行までに工事が完了しない場合には、例えば、工事の進捗に併せ、満三歳未満の子どもについては保育所の基準に適合した部分において保育を行うことを申請者に助言するなど、建築部局として可能な限りの柔軟な対応をお願いします。これらにより難しい場合等がございましたら、遠慮なく当課までご相談願います。

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課

担当：第 1 の部分

第 2 の部分

：法規係長 鷹尾

：企画係長 田伏

：防火係長 津村

電話：03-5253-8513 ／03-5253-8514

平成27年2月
住 宅 局

火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件の一部を改正する告示案について（概要）

1. 背 景

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第126条の2第1項第5号の規定により、排煙設備を設けなくてもよい建築物の部分として、平成12年建設省告示第1436号において、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない部分を定めている。

昨今、廃校や空きビルなどの既存ストックの活用ニーズが高まってきている。国土交通省では、建築物の利用者の安全を確保しながら既存ストックを円滑に活用できるよう、特に要望が多い排煙設備の設置義務の緩和について検証を行ってきており、今般、一定の成果が得られたことから、新たに排煙設備の設置を不要とする部分を同告示に追加するものである。

2. 概 要

火災発生時に容易に屋外に避難できる建築物の部分については、利用者が避難するまでの間避難上支障となる煙又はガスの降下が生じないことから、避難階又は避難階の直上階で①及び②に適合する部分（以下「適合部分」という。）について、排煙設備の設置を不要とする。

- ① 建築基準法別表第一（い）欄に掲げる用途以外の用途又は児童福祉施設等（入所する者の使用するものを除く。）の用途に供するものであること。
- ② ①の用途に供する部分における主たる用途に供する各居室に、屋外への出口又はバルコニー若しくは屋外への出口に近接した出口で避難上支障がないものその他当該各居室に存する者が容易に屋外へ避難することができる出口が設けられていること。

ただし、適合部分以外の建築物の部分の全てが、（ア）令第126条の2第1項第1号から第3号までのいずれか又は平成12年建設省告示第1436号第1号から第4号までに掲げるもののいずれかに該当するか、（イ）適合部分と適合部分以外の建築物の部分とが準耐火構造の床若しくは壁又は令第126条の2第2項に規定する防火設備で区画されている場合に限ることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 平成27年3月初旬頃
施行 公布の日